

～JA北つくば募集旅行のご案内～

# 圧巻！大谷採石場と巨大空間 石の蔵ランチとSL大樹

～モダニズムに触れ、美食に酔い、格別な時間をあじわう～



全商品国内産野菜使用  
保存料、人工着色料は一切使用しておりません。

栃木産だいてん



ギフトもごさいます

※写真はイメージです。

旅行期日:令和3年6月13日(日)  
旅行代金:お一人様 18,500円  
募集人員:20名様 最少催行人員12名様  
(定員になり次第締切)  
申込締切:令和3年5月17日(月)  
申込金:10,000円

※最少催行人員に満たない場合は中止となります。  
※全行程添乗員同行。バスガイドは乗務いたしません。

利用交通機関:大越観光バス又は同等クラス(車内禁煙)

## ☆☆☆旅のポイント☆☆☆

- ①地下30mに広がる巨大空間はとても神秘的！まるで地下神殿
- ②創業200m余年、伝統を今に伝える生きた採石場を探索
- ③大谷石の倉庫を利用したオシャレなお店で創作和食
- ④化学調味料無添加！お醤油屋さんのお漬物。ちょっぴりプレゼント有♪
- ⑤SL大樹 昭和を感じさせる懐かしい車両たち

## 行程表

JA北つくば管内 ⇒ 道の駅しもつけ ⇒ 大谷資料館 ⇒ カネホン採石場 ⇒  
～7:10頃  
⇒ 石の蔵【昼食】⇒ 日光ろばた漬鬼怒川店 ⇒ 鬼怒川温泉駅SL大樹 ⇒  
⇒ 下今市駅(転車・SL展示館見学) ⇒ 今市IC ⇒ トイレ休憩 ⇒ 最寄りのIC ⇒  
⇒ JA北つくば管内  
18:50頃～ (食事 朝× 昼○ タ×)  
※道路事情・気象状況により所要時間が変更となる場合がございます。

※新型コロナウイルス感染防止の為、旅行内容が変更または中止となる場合がございます。

## ○参加されるお客様へのお願い○

●出発日の前日から起算して14日以内に、発熱・呼吸困難・倦怠感・味覚・臭覚などの異常などの症状や海外旅行歴、コロナウイルス感染の診断を受けた方と濃厚接触された疑いのある場合は、弊社までご連絡ください。●ツアー当日に検温の上、健康チェックシートに記入し必ず提出してください。発熱・喉の痛みなどの症状がある方はご参加いただけません。●ツアー中に体調不良・味覚臭覚に異常が現れた場合は、ツアーを離脱していただき、最寄りの保健所の指示に従っていただきます

## ○ご旅行条件○

この旅行は、JA北つくば旅行センターが主催します。  
旅行代金には、バス代等交通費、昼食代、が含まれております。個人的諸費用は含まれておりません。尚、当社は全旅協旅行災害補償制度に加入しております。ご出発の数日前に最終旅程表をご案内致します。取消料金については、裏面をご覧ください。

□旅行実施・企画  
茨城県知事登録旅行業2-432号  
一般社団法人全国旅行業協会正会員  
JA北つくば旅行センター  
〒308-0832 茨城県筑西市西槻生1212-1  
TEL.0296-25-3538 FAX0296-25-3537  
総合旅行業務取扱管理者 佐藤信二

# 旅行条件書(要旨)

お申込の際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前内容をご確認の上お申込ください。

## 1. 募集型企画旅行

(1) この旅行は、JA北つくば旅行センター(茨城県筑西市西楳生1212-1 茨城県知事登録旅行業2-432号、以下「当社」といいます。)が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結をすることになります。

(2) 契約の内容・条件はコースごとに記載されている条件のほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

## 2. お申込み・契約成立の時期

当社所定の申込書に下記の申込金を添えてお申し込みください。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約金」それぞれ一部又は全部として取り扱います。電話、ファクシミリ等の通信手段にてのお申込みの場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内にお申込書の提出とお申込金のお支払いをしていただきます。旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込金を受領したときに成立いたします。

旅行代金	1万円未満	3万円未満	6万円未満	10万円未満	15万円未満	15万円以上
お申込金	2,000円以上 旅行代金まで	6,000円以上 旅行代金まで	12,000円以上 旅行代金まで	20,000円以上 旅行代金まで	30,000円以上 旅行代金まで	旅行代金の 20%

## 3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から記載してさかのぼって14日目にあたる日より前(お申込みが実際の場合は当社が指定する期日まで)にお支払いいただきます。

## 4. 旅行代金に含まれるもの

旅行期日に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限り普通席)(この運賃・料金には、運送機関・料金(原価の水準の異常な変動に対応する為、一定の期間及び条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるもの)に限ります、以下同様とします。)を含みません。)宿泊費、食事代、消費税等の諸税および特に明示したその他の費用(宿泊税の対象となる場合の宿泊税を含む)、添乗員同行コースの同行費用等。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

## 5. 旅行代金に含まれないもの

上記のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

旅行中の個人的性質の諸費用(お客様自身の電話料その他通信料、ホテルでの小物代、追加飲食代、運送機関の定める有料手荷物料、心付等)、運送機関の課す付加運賃・料金オプションプラン(別途料金)の代金等、ご自宅から集合・解散地点までの交通費・宿泊費、日本国内の空港施設使用料等。(ただし、空港施設料を含んでいることを明示したコースを除きます。)

## 6. 取消料

契約成立後、お客様の都合により契約を解除される場合、または旅行代金が所定の期日までにお支払いがなく当社が契約をした場合、旅行代金に対してお一人様につき次の料率で取消料または同額の違約料をいただきます。なお、複数人数のご参加で、一部のお客様が契約を解除される場合は、契約を解除されたお客様から下記の取消料をいただくほか、ご参加のお客様から運送・宿泊機関等の(1ご台・1室あたり)のご利用人数の変更に対する差額代金を申し受ける場合があります。

※出発日・コース等の変更も下記取消料の対象となります。

※オプションプラン及び宿泊費等各種追加料金も下記料率により取消料が利用日を基準として別途適用されます。ただし、旅行開始後の取消料は100%となります。

区 分		取消料(お一人)
旅行開始日の 前日から	① 21日前までに解除の場合(日帰り旅行にあたっては11日前)	無 料
	② 20日～8日前までの解除(日帰り旅行にあたっては10日前)に解除の場合(③～⑥を除く)	旅行代金の20%
	③ 7日～2日前に解除の場合(④～⑥を除く)	旅行代金の30%
	④ 旅行開始日前日の解除の場合	旅行代金の40%
	⑤ 旅行開始日当日の解除の場合(⑥を除く)	旅行代金の50%
	⑥ 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、当社が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。(2) 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。尚、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面があるコースについてはそれも含みます。(以下「最終旅行日程表」といいます。)

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

(1) 当社又は当社の受託旅行業者(以下「当社ら」といいます。))にて、当社所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。(2) 当社らは電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払が必要となります。

(3) 旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項(2)により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに成立いたします。

(4) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。(5) 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。(6) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものでもありません。(7) 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

4. お申込条件

(1) 20才未満の方は親権者の同意が必要です。

15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。またお客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。(2) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください)。あらためて当社らからご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。お申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とする場合があります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約

のお申込をお断りし、又は旅行契約を解除させていただきますことがあります。なお、お客様からお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様負担とさせていただきます。(3) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。(4) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースより別途条件でお受けする場合があります。(5) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。(6) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。また、最終旅行日程表をお渡しするコースについては遅くとも旅行開始日の前日までにしてお渡します。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

(2) 旅行代金のお支払い 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前、又は当社らが指定する期日までに支払いいただきます。

7. 旅行代金について

(1) 本コースの子供旅行代金の設定についてはパンフレットでご確認ください。パンフレットに記載がない場合には子供旅行代金の設定はありません。(2) 旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認下さい。(3) 「旅行代金」は、第3項の「申込金」第14項(1)の「取消料」、第14項(2)の「違約料」及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金」として表示した金額「プラス」追加代金として表示した金額「マイナス」割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(入場料・乗車料等)及び消費税等諸税。(2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。(3) その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したものの上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項の(1)から(3)のほかに旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。(1) 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を越える分について) (2) 空港施設使用料 (3) クリーニング代、電報・電話料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。(4) ご希望者のみ参加されるオプション料金(5) 運送機関が課す付加運賃・料金(例: 燃油サーチャージ)但し旅行代金に含めた場合を除く(6) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費

10. 追加代金

第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ旅行代金の中に含めて表示したものを除きます。)(1) パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称する旅行又は部屋の「グレードアップ」のための追加代金(2) 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金(3) パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称する旅行の宿泊延長のための追加代金(4) パンフレット等で当社が「スーパー追加代金」と称する航空座席のグレード変更に関する運賃・料金差額(5) その他パンフレット等で「×××追加代金」と称

するもの(ノードフェック追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨「パンフレット」に記載した場合の追加代金等)。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。(2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。(3) 第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその差額だけ旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料等の所定の金額をいただきます。又契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。

14. 取消料

(1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をいただきます。また宿泊を伴うコースで一緒(同室)にご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。(2) 旅行代金が期日までに支払われないうちは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものと、取消料と同額の違約料をいただきます。(3) お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を収めます。

国内旅行に係る取消料

旅行契約解除の時期	取消料
旅行出発日の前日から起算して21日前まで	無 料
旅行開始日の前日から起算して20日前まで(日帰り旅行にあっては10日目)	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始当日	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の 100%

15. 旅行開始前の解除

(1) お客様の解除権

①お客様は前項の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、お申し込みの営業時間内にお受けいたします。

②お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。

a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項に掲げるものその他の重要なものである場合に限りませぬ。b. 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。d. 当社がお客様に対し、第5項に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までににお渡ししなかったとき。e. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

③当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払戻しいたします。

(2) 当社の解除権

①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないうちは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいたします。

②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。b. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。d. お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。e. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目に当たる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。f. 対々を目的とする旅行における降参量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはおそれが極めて大きいとき。g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

③当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払戻しをいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻しいたします。

16. 旅行開始後の解除

(1) お客様の解除権

①お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。②お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。③本項(1)の②の場合において、当社は、旅行代

金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

#### (2) 当社の解除権

①当社は次に掲げる場合においては、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

a、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。b、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違反、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。c、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

#### ②解除の効果及び払い戻し

本項(2)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

③本項(2)の①のa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

④当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

#### 17. 旅行代金の払い戻し

①当社は、「第12項(2)(3)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはバツレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。②本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。③クーポン券類の引渡し後の払い戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

#### 18. 添乗員

①添乗員同行表示シートには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。②現地添乗員同行表示シートには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。③現地係員案内表示シートには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。④(

個人型ツアーは添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行って頂きます。⑤現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行って頂きます。また、この場合のご連絡については当社となりますが、休日等の営業時間外の理由で連絡がつかない場合には下記へご連絡願います。

#### 19. 当社の責任

(1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

(2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては当社は原則として本項(1)の責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒⑦盗難⑧運送機関の遅延・遅滞、スケジュール変更・経路変更、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮等、当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害を被った場合。

(3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

#### 20. 特別補償

(1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。

(2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨バツレットに明示した場合に限り当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。

(3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のカゴ「ビグ」、バッグ「ラゲ」搭乗、超軽量動力機(モーター「ラゲ」、マイク「トク機、カトラ「トク機)搭乗、ジャイロ「トク機)その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。④(当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機用カード)を含みます。)、各種「トク」その他これらに準ずるもの、コト「トク」等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。⑤(当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義

務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

#### 21. お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。③(お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を添乗員、乗務員、現地「トク」、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。④(当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。⑤(クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は運送機関が定める金額とします。

#### 22. オプションツアー又は情報提供

(1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションツアー」といいます。)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取扱います。当社オプションツアーは、バツレット等で「企画者：当社」と明示します。②(オプションツアーの運行事業者が当社以外である旨をバツレットで明示した場合には、当社は当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同行の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨バツレット又は確定書面に記載したものを除きます。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて当該運行事業者の定めによります。③(当社は、バツレット等で「単なる情報提供」として可能な「トク」等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能な「トク」等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用しませんが、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨バツレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

#### 23. 旅程保証

当社は、当社約款の規定により「変更補償金」に掲げる契約内容の重要な変更(天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置等による変更を除きます)が生じた場合は旅行代金に1%～5%の所定の率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払いますが、当社の旅行者1名に対して1旅行契約につき支払う変更補償金の額は15%を上限とします。尚、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1000円未満であるときは変更補償金を支払いません。当社はお客様の同意を得て変更補償金の支払いに替え同等またはそれ以上の物品又は旅行サービスの提供で補償を行うことがあります。

#### 24. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。お問い合わせ先は、お申込店の販売員にお問い合わせ下さい。

25. 個人情報の取扱い

(1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は①当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い③アソシエーションのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用していただくことがあります。②(当社は、当社らが保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社らは利用させていただきます。なお、当社における個人情報取扱管理者の氏名については当社へお問合せ下さい。③(当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

#### 26. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日はバツレット等に明示した日となりますが、バツレット等に明示がない場合は2021年4月1日となります。

#### 27. その他

(1)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。②(お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配業務・旅程管理業務は履行されたとし、また、当該変更部分に関する旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承下さい。③(当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。④(当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社の「マイル」サービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により第19項及び第23項の責任を負いません。

☆このご旅行に申し込担当者からの説明にご不明な点がございましたら下記の旅行業務取扱管理者へご質問下さい。(2018/07)

<b>旅行企画・実施</b> 登録番号 茨城県県知事登録旅行業 第2種 432号
名称 J A北つくば旅行センター
所在地 茨城県筑西市西極生1212-1
電話番号 0296-25-3538
担当名称 総合旅行業務取扱管理者 佐藤昌二 (一社)全国旅行業協会正会員
※第3種旅行業者、地場特定旅行業者の実施する募集型企画旅行の場合は、募集型企画旅行実施可能区域の表示・記載が必要。